

清掃工場・不燃物処理工場への直接搬入方法

ごみの出し方
の注意点
P.1～7

施設受入時間（土・日・一部祝休日・年末年始を除く） 8時30分～12時, 13時～16時30分

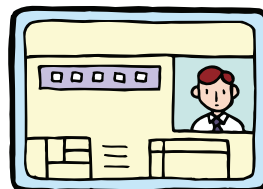
- 市民の方の家庭ごみの搬入は、費用がかかりません。
 - 事業所ごみは費用がかかります。
 - 清掃工場・不燃物処理工場へ直接持ち込む場合も、ごみステーションに出す場合と同様に分別し、透明または中身が見える袋に入れ、搬入してください。
 - 中身を確認させていただく場合があります。
 - もやすごみは、清掃工場へ搬入してください。
 - 不燃物、びん・飲料缶、ペットボトル、容器包装プラスチック、発火性・有害ごみ、大型ごみは、それぞれ別の袋に分別して、不燃物処理工場へ搬入してください。
 - 古紙類・布類はあらかじめ分別し、ストックヤードへ出してください。くわしくは8ページをご覧ください。
 - スプリングの入ったソファ・マットレス、マッサージ機については17ページをご覧ください。
- ☆近年、直接搬入の車が多く、工場内で渋滞が発生しています。少量のごみは、ごみステーションへ出してくださいますようお願いいたします。



直接搬入時の市民確認

確認事項	確認方法
市内在住又は市内に 居所等がある事	運転免許証・社員証(事業ごみの場合) 等の提示

- 市民確認をします。あらかじめ準備してください。



Q. 住所は市外にあるが、居所は市内にある場合はどうしたら良いでしょうか？

A. 申請書を書いていただきます。
居所が三原市であることを確認出来る書類(公共料金支払領収書など)
をお持ちください。